

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭課
款	民生費

NO	6
----	---

(単位：千円)

1 事業名	離婚前後の親支援事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	新規事業	・離婚前後の弁護士相談(13,000円×4h×12回)	624 ⇒	(312)
3 事業説明文	親の離婚に伴う子どもの心理的・経済的負担を最小限にとどめるため、養育費の未払い解消と面会交流の実施を支援します。	・養育費保証制度利用料補助(50,000円×20組)	1,000 ⇒	(1,000)
		・面会交流コーディネート事業委託(10組)	2,046 ⇒	(2,046)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	「保健福祉基礎調査(H28)」では、ひとり親世帯の子育ての悩みとして、「経済的余裕がないこと」が58.4%と最も多い状況です。また、養育費の不払いに関する相談が年間40件程度、区に寄せられています。面会交流に関する相談も年間20件程度あり、確実な面会の実施は、子どもの成長過程において、自己肯定感を高め心理的安定を図るために必要であり、支援が必要です。			
5 要求する事業内容	対象者：ひとり親家庭または、ひとり親家庭となることが見込まれる家庭の親など、離婚前後の親 実施内容：①離婚前後の弁護士相談 ②民間保証会社による養育費保証制度利用の補助（保証料上限額5万円） ③民間の面会交流支援機関を活用した面会交流の支援(中学生以下の子ども) (初回相談料6,000円及び面会交流コーディネート15,000円×12月) ④ひとり親支援を実施しているNPO法人や民間保証会社等の関連団体で構成する 「(仮称)港区ひとり親支援ネットワーク」の構築（費用負担なし） 実施時期・回数：①月1回(予約制) ② 児童扶養手当受給対象世帯 20名/年 ③ 10組/年 ④ 随時		合計 3,670 ⇒	(3,358)
		財源内訳		
		国庫支出金	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(補助1/2)	312
		都支出金	子供家庭支援区市町村包括補助金(補助10/10)	3,046
		その他特財		
		一般財源		312
		債務負担行為	令和 年 ~ 年 限度額	
		11 実施に向けた財源確保	国・都の補助金を活用 子供家庭支援区市町村包括補助金「先駆的取組」は3年間は補助率10/10、4年目以降は補助率1/2	
		12 スケジュール	令和元年10月 子育て支援推進会議 令和2年 4月 事業開始	
		13 事業実施に伴う将来コスト	令和3年度以降も同額程度 3,670千円(特財3,358千円)／年	
		14 編成の考え方		
6 事業実施で得られる成果	①離婚当事者が子どもの養育費と面会交流の取決めを円滑に進めることができます。 ②養育費の未払いを解消し、離婚後の子どもの生活基盤が安定します。 ③継続的な離婚後の面会交流を支援し、子どものみならず親の心理的な安定が期待できます。 ④区や民間団体等が行うひとり親支援サービスや事業等を共有し、各機関の効果的な支援につなげます。			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	①養育費の保証制度は明石市、大阪市で実施しています。23区では北区、練馬区が弁護士による法律相談を実施しています。 ②東京都は、低所得世帯を対象として、養育費相談、面会交流支援を行っています。			
8 基本計画・個別計画	・なし			
9 関連する法令・条例等	・民法			

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭課
款	民生費

NO	7
----	---

(単位：千円)

1 事業名	DV被害者支援推進事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額	(うち特財)			
2 要求区分	新規事業	・DV被害者支援活動補助金(15万円×2室×12月)	3,600 ⇒		(3,600)			
3 事業説明文		・父子DV被害者緊急一時保護施設の確保(2世帯分)	126 ⇒		(63)			
	DV防止法に基づくDVの発生や再発を防ぐため、民間シェルター等の安定的な運営を支援するとともに、DV加害者の更生プログラム受講を促進します。	・DV加害者更生プログラム利用助成(24,000円×3組)	72 ⇒		(72)			
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	DVに関する相談は、年間250件程度区に寄せられ、そのうち緊急的な保護は10件程度あります。現在、区内で緊急的に利用できる施設は、民間団体が運営するステップハウスの1室のみです。また、近年は男性のDV被害者からの相談が増加する中、男性被害者が利用できる施設が少ない状態です。さらに、DV加害者が自身の暴力に向き合い、改善を図るための支援が不足しています。							
5 要求する事業内容			合計	3,798 ⇒	(3,735)			
① DV被害者支援活動補助制度の創設	民間シェルターを運営する支援団体が、DV被害者に提供する居室(区内)の借り上げや支援員の確保に要する経費を補助します。 補助率：3/4(上限月額15万円) 対象経費：賃借料、人件費、弁護士等専門職報酬 等	財源内訳	国庫支出金	DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業補助金(補助10/10)	3,600			
② 父子DV被害者緊急一時保護施設の確保	男性被害者(父子世帯)を区が年間契約を締結した緊急一時保護施設で保護します。		都支出金	子供家庭支援区市町村包括補助金(補助10/10、1/2)	135			
③ DV加害者更生プログラム利用助成制度の創設	DV加害者更生プログラム(加害者及び被害者からの状況確認を踏まえた、支援計画の策定及び更生に向けた教育プログラム)を受講する際の初回相談料相当分を補助します(1組当たり上限2万4千円)。		その他特財					
6 事業実施で得られる成果	①民間シェルターの運営が安定化することにより、DV被害者の早期の回復が期待できます。 ②父子が利用できる民間シェルターが拡大することによって、DV被害者支援の幅が広がります。 ③DV被害者等への相談支援をする中で、加害者へのプログラム受講促進を支援し、加害者の更生につながることで、DVの再発防止及び児童への虐待を防止します。		一般財源		63			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国は令和2年度から、「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」の実施を検討しています。	債務負担行為	令和	年	～	年	限度額	
8 基本計画・個別計画	・なし	11 実施に向けた財源確保	国・都の補助金を活用 子供家庭支援区市町村包括補助金「先駆的取組」は3年間は補助率10/10、4年目以降は補助率1/2					
9 関連する法令・条例等	・DV防止法	12 スケジュール	令和元年10月 子育て支援推進会議 11月 庁議 令和2年4月 事業開始					
		13 事業実施に伴う将来コスト	令和3年度以降同額程度 3,798千円/年(特財3,735千円)					
		14 編成の考え方						

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭課
款	民生費

NO 8

(単位：千円)

1 事業名	地区委員会活動支援	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	1,000	⇒	
3 事業説明文	地域の実情に応じた様々な事業を実施している青少年対策地区委員会の活動を支援するため、1地区当たりの組織活動補助金の基本額を増額します。	・組織活動補助金増額(@100,000円×10団体)		1,000	⇒	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	青少年人口は直近3年間で1.09倍(5,719人)増加しているものの、地域の実情は様々ですが、運営経費の不足や活動の担い手不足などにより、参加者の増加や参加機会の充実を図れない地区があります。また活動経費の増大(平成29年度と比較して約50万円、1地区当たり平均5万円増)するなど、事業を実施する上での負担が増大しており、支援が必要です。	経常経費分	小計	9,511	⇒	
5 要求する事業内容	地域の実情に応じた様々な事業を実施している青少年対策地区委員会の活動を支援するため、1地区当たりの組織活動補助金の基本額を増額します。 対象者：青少年対策地区委員会(10地区) 実施時期・回数：各地区10万円、計100万円の増額 ※現状、各地区75万円から95万円の補助金を交付しています。	・組織活動補助金		8,500	⇒	
		・ハンドブック等事務経費		1,011	⇒	
		合計		10,511	⇒	
		財源内訳				
		国庫支出金				
		都支出金				
		その他特財				
		一般財源				10,511
		債務負担行為	令和	年	～	年
						限度額
6 事業実施で得られる成果	補助金を増額することで、各地区委員会の負担軽減を図るとともに、増加する子どもがイベント等の事業に参加できる機会を拡充するための支援につながります。さらに、次世代の担い手となる若手リーダーを育成し、活動の活性化を図ります。	11 実施に向けた財源確保	特定財源なし			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	【地区委員会への補助金に関する23区調査(令和元年9月港区実施)】回答：20区/23区中補助金額(平成27年度から平成30年度の変化)：14区で増額(100万以上増…5区、50万～99万増…3区、20万～49万増…4区、1万～19万増…2区)	12 スケジュール	令和2年4月 補助金増額			
8 基本計画・個別計画	・港区基本計画、港区地域保健福祉計画	13 事業実施に伴う将来コスト	令和3年度以降1,000千円(特財なし)/年			
9 関連する法令・条例等	・なし	14 編成の考え方	【事務事業評価】 拡充			

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
款	民生費

NO	9
----	---

(単位：千円)

1 事業名	養育支援訪問	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)	
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	101	⇒	(50)	
3 事業説明文	<p>児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、養育支援訪問事業の対象家庭の状況に合わせた食事支援を強化します。</p>	・食事支援経費(7ケース)		101	⇒	(50)	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等		子ども家庭支援センターで対応する相談、年間1,277件のうち、特に育児支援等が必要な約20世帯に対し、家庭への養育支援訪問を実施しています。対象家庭の訪問により、保護者の疾患、経済上の問題等で、子どもに十分な食事を作れない等の課題が明らかになる場合があります。また、区が食事支援が必要と判断しても、さまざまな理由から支援を望まないケースが存在します。	経常経費分	小計	1,904	⇒	(1,244)
5 要求する事業内容	<p>対象：食事支援(有料)が必要と判断されているにも関わらず、さまざまな理由から食事支援が困難な家庭 支援内容：対象家庭の状況に合わせた食事支援を強化します。 料金：無料 実施期間・回数：訪問の実施期間内(1～6か月)に、週1回程度(家庭状況による) ※最大6か月間×月4回(週1回)×1食＝24食、7ケースを想定 実施手法：業務委託</p>	・養育支援訪問		1,868	⇒	(1,244)	
		・区職員訪問旅費			36	⇒	
		合計		2,005	⇒	(1,294)	
		財源内訳	国庫支出金	子ども・子育て支援交付金(補助1/3)		622	
			都支出金	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(補助1/2)等		672	
			その他特財				
			一般財源			711	
		債務負担行為	令和	年	～	年	限度額
6 事業実施で得られる成果	<p>子どもが適切な食事の提供を受けることで栄養改善を図ることに加え、区が家庭の問題全般への関わりを深め、詳細な家庭の状況を把握することにより、より適切な支援につなげるとして、児童虐待の未然防止や早期発見につなげていきます。</p>	11 実施に向けた財源確保	国・都の補助金を活用				
7 国・都・特別区等の動向や取組状況		12 スケジュール	令和元年10月…子育て支援推進会議 令和2年4月…事業開始				
8 基本計画・個別計画	<p>東京都は令和元年度から、養育支援家庭への食事支援について、子供家庭支援区市町村包括補助の対象事業としています。</p>	13 事業実施に伴う将来コスト	令和3年度130千円(年216食)(特財64千円) 令和4年度159千円(年264食)(特財79千円) 令和5年度188千円(年312食)(特財93千円)				
9 関連する法令・条例等		14 編成の考え方	【事務事業評価】 拡充				
	・港区基本計画、港区地域保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画						
	・児童福祉法、子ども・子育て支援法、港区養育支援訪問事業運営要綱						

令和2年度予算要求事業概要書

所管課	子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター
款	民生費

NO 10

(単位：千円)

1 事業名	相談ねっと事業	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計 5,687 ⇒	
3 事業説明文	スマートフォン・携帯電話・パソコンを使って、子ども自身からの困りごとや不安、悩みを24時間受け付ける「みなと子ども相談ねっと」に加え、新たに保護者が24時間いつでも匿名で子育ての悩みを相談できる「保護者向けの子育て相談ねっと」を開始します。	・保護者向けシステム構築費	4,620 ⇒	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	区が昨年度実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」では「気軽に相談できる先」として、インターネットの子育てサイトが小学校入学前の保護者で9.8%となり、子ども家庭支援センターの4.4%を上回りました。子ども家庭支援センターを含む区の子育てに関する相談は、電話又は面談に限られ、いつでも相談できるインターネットを活用した相談窓口の整備が求められています。	・保護者向けシステム保守経費	396 ⇒	
5 要求する事業内容	これまでの「みなと子ども相談ねっと」に加え、新たに保護者が24時間いつでも匿名で子育ての悩みを相談できる「保護者向けの子育て相談ねっと」を開始します。 また、ログイン画面には、緊急対応窓口(警察や児童相談所全国共通ダイヤル)のほか、区の様々な窓口(教育センターや発達支援センターなど)を掲載し、保護者の多様なニーズに応える窓口を紹介します。 開始時期：令和2年9月 実施手法：子ども家庭支援センターの専門相談を担当している臨床心理士及び保健師が回答します。	・チラシ・ポスター印刷経費	671 ⇒	
6 事業実施で得られる成果	子育てに関する相談が電話又は面談に限られている保護者が、24時間いつでも不安や悩みを相談できる環境が整備できるとともに、区が直接、保護者の不安や悩み等を把握できる機会を充実することで、児童虐待の予防や早期対応につなげることができます。	経常経費分	小計 4,996 ⇒	
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	子ども向けメール相談：葛飾区、杉並区(アプリ導入) 保護者向けメール相談：墨田区 東京都：令和元年8月～保護者向けLINE相談開始(9時から21時(土日祝は17時)まで)	・子ども向けシステム運用経費、周知・啓発経費	4,996 ⇒	
8 基本計画・個別計画	・港区基本計画、港区地域保健福祉計画、港区子ども・子育て支援事業計画	合計	10,683 ⇒	
9 関連する法令・条例等	・なし	財源内訳		
		国庫支出金		
		都支出金		
		その他特財		
		一般財源	子育て王国基金4,620千円含む	10,683
		債務負担行為	令和 年 ~ 年 限度額	
		11 実施に向けた財源確保	子育て王国基金を活用	
		12 スケジュール	令和元年10月 子育て支援推進会議 令和2年4月 システム構築開始 9月 保護者向け子育て相談ねっと開始	
		13 事業実施に伴う将来コスト	令和3年度以降1,463千円/年(特財なし)	
		14 編成の考え方	【事務事業評価】 拡充	